

シニアパートナー制度

実施マニュアル



公益社団法人 熊本県シルバー人材センター連合会

平成28年2月23日

ま え が き

シルバー人材センターの最も喫緊で重要な課題は会員拡大です。全シ協の会員100万人計画及び連合会の中期事業計画目標達成のため様々な会員獲得活動を行っていますが、当県に於いては平成22年度をピークに減少傾向にあり、早期に増加に転換しなければなりません。

各センターの会員獲得活動の中で、公益社団法人八代市シルバー人材センターが平成27年8月に開始した「シニアパートナー制度」の効果が顕著なため、この制度を県内全域に拡大展開することにしました。この制度は、センターに問い合わせがあった方や、入会説明会で入会を辞退された方にシニアパートナーとして登録していただき、登録後に希望の仕事で就業する際に入会していただく仕組みです。入会か辞退かという二者択一ではなく、シニアパートナーとしてセンターとの繋がりを維持することで将来の会員候補とします。

このマニュアルは、同センターのマニュアルをベースに、各センターで共通で実施可能な内容を記載しています。従いまして、各センターの実情に合わせた内容に修正を行い、より実施しやすい手順で実効が上がることを期待いたします。

【 本マニュアルで使用する用語の説明 】

	用 語	説 明
1	制度	シニアパートナー制度
2	登録者	登録を済ませたシニアパートナー

1. シニアパートナー制度とは

(1) 制度の目的

- ①入会説明会参加者の「入会しても仕事はあるのか。」「会費だけを払って仕事がないければもったいない。」等の不安を解消します。
- ②問い合わせの電話や来訪した相談者との繋がりを切りません。
- ③将来の会員候補として人手不足を補ってもらいます。

(2) シニアパートナーとは

- ①登録は無料です。資格、特技、希望の仕事等を登録します。
- ②一人ひとりの具体的な希望を聞いて仕事を開拓します。例えば「ブティックで販売の仕事をしたい。」という希望者には、就業開拓員がブティックを訪問して仕事を探します。いわばオーダーメイドの就業開拓です。

(3) ターゲット

- ①入会資格がある高年齢者で、入会説明会後に入会手続きを辞退された方。
- ②電話や訪問等により、シルバー人材センター事業や会員の仕組み等について問い合わせをされた方。
- ③センターが開催する講習会等に参加された方。

(4) シニアパートナーのメリット

- ①入会したのに仕事がないという不安がありません。
- ②入会までは会費を払う必要がありません。
- ③入会説明会等で事前説明を済ませておけば、入会手続きの簡素化も可能です。

(入会説明会用のビデオ・DVDがあれば、より便利です)

- ④会報や仕事の情報をお届けします。(できれば定期的に)

(5) 正会員との違い

- ①正会員としての権利、義務はありません。
- ②シルバー行事等の参加はできません。
- ③仕事の提供は正会員を優先します。

2. シニアパートナーの募集

(1) 募集対象者

- ①原則60歳以上とします。

(2) 募集方法

- ①入会説明会や就業相談等の来訪者または電話等で問い合わせがあった方に制度の説明を行います。
- ②制度の案内チラシ等を公共施設等に据置いて周知を図ります。
- ③会員募集の施策を実施する際に併せて制度の周知を行います。

3. シニアパートナーの登録

(1) シニアパートナー登録申込書

①シニアパートナー登録申込書の提出を以て登録の受付とします。

(2) 登録者の管理

①エイジレス等の管理システム利用センターは、「仮会員」の項目で登録者の管理を行います。

②管理システムに「仮会員」の項目がないセンターは、エクセル等で管理します。

③登録者の個人情報、個人情報保護規程等に基づいて適切に管理します。

4. 就業開拓

(1) 登録者の希望に沿った就業開拓

①シニアパートナー登録申込書に基づいて就業開拓を行います。

②希望する仕事の開拓が困難な場合は、関連する仕事を開拓することもあります。

(2) 就業情報の提供

①開拓した仕事は速やかに登録者に連絡します。

②希望する仕事の開拓が困難な場合は、関連する仕事を登録者に紹介する等の就業相談を行います。

③登録者には定期的に就業開拓の状況を連絡する等してコミュニケーションを図ります。

5. シニアパートナーの入会・就業

登録者の仕事のマッチングが完了して入会が決定したら、センターの規程に基づいて入会・就業の手続きを行います。

< 付属資料 >

①シニアパートナー募集チラシ・シニアパートナー登録申込書

②公益社団法人八代市シルバー人材センターの実施状況及び対応マニュアル